

仕 様 書

この仕様書は、広島市立安佐市民病院の次に掲げる酸素濃縮器等【新規患者用】賃貸借（単価契約）について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

| 区 分 | 設置場所 |
|--------------|--------|
| 酸素濃縮装置 | 使用者宅 等 |
| 携帯用酸素ボンベ | 使用者宅 等 |
| 呼吸同調式デマンドバルブ | 使用者宅 等 |

2 24時間サポート体制について

- (1) 受注者が24時間体制で患者やその家族等からの緊急連絡（国内旅行・外泊の場合を含む。）に対応（留守番電話やFAX対応は不可）すること。
- (2) 受注者は、別紙のとおり、使用者からの電話による連絡に関して、年間を通じて24時間有人により受ける体制がとれる受付窓口と、その人員体制（常時配置人員）及びトラブル対応できる者の連絡先を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- (3) 患者の生命に関わる場合や不具合を次の来院時まで放置することが困難な場合には、速やかに使用者宅（外泊・国内旅行の場合は滞在先）を訪問して対応すること。なお、急用のため、外泊・国内旅行について主治医の許可がない場合であっても、受注者は極力対応するものとする。
- (4) 災害時（地震は該当地域で震度5以上を観測したとき。気象等に関する特別警報レベル4が発令されたとき）の対応については24時間体制で次に掲げる内容で行うものとする。
 - ① 在宅酸素療法に使用する機器の状態と酸素残量について、直ちに患者宅へ電話等で問い合わせ、患者やその家族等と連絡をとり、実態の把握に努めること。
 - ② 患者が避難所等へ避難したときは、避難所でも在宅酸素療法が可能（ポータブル機器の貸し出し等）なように対応すること。

3 旅行・外泊中の対応

受注者は使用者の機器貸与時及び患者やその家族等から旅行・外泊する旨の申し出があった時には、旅行・外泊中の対応について説明しなければならない。

4 経費の負担等

- (1) 機器の点検・調整に要する保守料及び修理費、機器の交換部品費、出張費用は全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、定期的（酸素濃縮装置の引渡完了後、原則として6か月毎）に点検及び部品交換を行い、機器を常に良好な状態に保たなければならない。
- (3) 物件の故障時に患者宅での修理不能な場合には、正常な代替機器へ交換して対応するものとする。